

医学部附属病院臨床研究審査委員会審査手数料規程

[平成30年6月20日制定]

[平成30年島大医学部規則第40号]

(趣旨)

第1条 この規程は、医学部附属病院臨床研究審査委員会規則（平成30年島大規則第178号）第21条第2項の規定に基づき、島根大学医学部附属病院臨床研究審査委員会（以下「委員会」という。）が実施する審査意見業務及び適応外使用該当性の確認業務に係る審査手数料（以下「審査料」という。）及びその納付について定めるものとする。

(審査料)

第2条 審査料は、別表のとおりとする。

(審査料の納付)

第3条 審査料は、委員会が実施する新規申請又は定期報告による審査意見業務については審査日までに、適応外使用該当性の確認業務については確認日までに前納するものとし、本学が発行する請求書等により所定の期日までに納付しなければならない。

2 審査結果にかかわらず、既納の審査料は、返還しない。

附 則

この規則は、平成30年6月20日から施行する。

附 則

この規則は、2019（令和元）年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、2021（令和3）年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、2025（令和7）年8月26日から施行し、2025（令和7）年5月31日から適用する。

別表（第2条関係）

1. 本学以外に所属する統括管理者又は確認依頼者

（消費税込み）

申請の種類	審査料
新規申請（1申請あたり） （新規申請以後定期報告までの間における変更申請，疾病等報告等を含む。）	420,000 円
定期報告（1申請あたり） （定期報告以後次回定期報告までの間における変更申請，疾病等報告等を含む。）	150,000 円
適応外使用該当性の確認（1申請あたり）	40,000 円

2. 本学に所属する統括管理者又は確認依頼者

（消費税込み）

申請の種類	審査料
新規申請（1申請あたり） （新規申請以後定期報告までの間における変更申請，疾病等報告等を含む。）	320,000 円
定期報告（1申請あたり） （定期報告以後次回定期報告までの間における変更申請，疾病等報告等を含む。）	110,000 円
適応外使用該当性の確認（1申請あたり）	20,000 円